

(1) 処分の量刑について

1. 事件の概要はどういうものか

9月28日 全員協議会	<p>8月22日本人からの辞職願が出た。自分の体調、気持ちの問題。その中で、本人が公用車をリニア対策室長に移動する前は協働活動推進課長だったので、その車のキーを使って私用で使用していたことが発覚。そちらについても不明な点があったので、距離が合わないなど、おかしいということもありましたので、本人に確認したところ、本人の方から逆に細かいところは先に話していただいた。これをうけて、村でも緊急に懲罰委員会を開催させていただいて、聞き取りも含めて停職三か月という懲戒処分を出させていただきました。これも8月22日に出したのですが、その日に本人から退職願が出されたので受理したというのが経過です。本人は長年勤めてきた役場をやめるということとは最大の気持ちとか責任をとるということもあったんでしょうが、ずっと精神的に、また体調面で悪いことも分かっていたものですから、退職願を受理したところです。(村長)</p> <p>(公用車の無断使用については) 1回か2回ではなく複数回です。(副村長)</p>
-------------	--

2. 窃取に値するか

窃取である。(12月議会一般質問)

3. 免職に相当するか

懲罰委員会では、自分から言い出したこと、損害がないことから軽減措置をし停職3か月から6か月とした。(12月議会一般質問)(軽減措置がなければ免職である。)

4. 3か月停職の減免措置の理由は何か

自分から言い出したこと、村に損害がないこと。(同上)

(2) 公表について

1. 前回は公表したのに、今回はしない理由

9月28日 全員協議会	<p>報道等の公表につきましては、本人のご家族またご家庭等もありますので、そういったことを考慮してこちらかの報道というのは控えたいというふうに思っております。(村長)</p> <p>新聞に出す、出さないということではなくて情報発信する機会はあるので、検討してほしい。村のコンプライアンス、透明性の担保ということになる。/議会の方ではコンプライアンス、また透明性の担保、信頼される行政ということで適切に公表していただきたいというお願いを申し上げます。(議長)</p>
-------------	--

<p>10月11日 全員協議会</p>	<p>(議会からの要望書に対し) 広報で出すというのは、今までもないし、村の広報に載せるということは、これマスコミに出すのと同じことになりますので、できたらそれは広報には載せないということをお願いしたい。(村長)</p> <p>議員の皆様にお伝えしたということで、今まで通り公表ということになるわけでありまして、どういう処分をしたかということもあわせてまして、多分皆様いろんな方に聞かれたときに、それを伝えていただいてもかまわないのではないかと考えています。(村長)</p> <p>コンプライアンス重視の時代になってきた。公務員という立場を考えると、公表しないでもいいのか。新聞発表、記者会見はやらなくてもいいけど、血税でもって支えられている役場なので、こういう不祥事があったけど、こういう対応をきちんとした、というのは、阿智家族なんですから伝えることをされた方がいい。(議長)</p> <p>悪質すぎるので、これはマスコミに公表すべきと思います。加えて議会まで隠ぺいしていたと思われぬようにしていただきたい。(佐々木)</p> <p>議会が話すかどうかは揉んだ方がいい。(議長)</p> <p>村の不祥事の問題について、村が公表していないのに、議会から住民に話しをするのは筋が違う。議会に対して話しをしたから公表とするということも疑問。(副議長)</p>
<p>10月18日 全員協議会</p>	<p>理事者処分についての条例改正のため、臨時会がもたれることとなった。(議長)</p>
<p>10月26日 全員協議会</p>	<p>議運として、早く公表した方がいいということで、村に強く求めてきた。臨時会を開いて自ら責任をとることで公表することを考えたかどうかという提案を議運としてしてきた。その中で、総務課長から、村も被害者であるという発言があった。懲戒処分の公表について、総務課長から懲戒処分の公表に関する指針を定めていないので、ルール違反にはならない、したがって隠ぺいにはならない、というご発言が(議会運営委員会)ありました。情報共有のため、発言させていただいた。(佐々木議運委員長)</p>
<p>11月6日 全員協議会</p>	<p>人事院の方針にしたがって、議会での発言について注意してきたが、個人情報について詳しいことが信濃毎日新聞ででてしまった。ご自身の取材によるものだということでしたが、ルール違反だといわせてもらった。処分したといえば本人に何か事実があったということになってしまっているので、たいへんすいません、そこはまだなかったということでもさせていただいた。(村長)</p>

2. 1を判断したものは誰か。どのような協議があったか。

議会に協議はなく、村長が判断した。

(3) 行政執行に与えた影響

10月5日 議会要望書	<p>1. 8月の職員の処分については、公務員の不祥事とその対応と処分を適切に行ったことを示すため、また行政の透明性と倫理適合性、村職員の責務と立場、役場の自浄能力の機能を示すため、村の広報紙を利用するなどして阿智住民に示されたい。</p> <p>2. 凶用車の私的利用が今回の処分の対象となった問題行動であり、この問題の再発防止を徹底するために今回のケースと処分について役場職員に説明し、訓示されたい。あわせて村の広報にその事実を記載されたい。</p> <p>3. 村職員の処分の広報のあり方とその基準について、早急に村で要綱などを整備され、以後それに基づく対応が粛々とできるようにされたい。</p>
10月11日 全員協議会	<p>(議会からの要望書をうけて) 公表に関する関係要綱は、大きな市にはあるが、町村にはいろんな場面場面があるので正直ありません。これはこれから考えていきたいと思います。(村長)</p> <p>(議会からの要望書をうけて) 周知と再発防止は、各課で対応してもらっている。(村長)</p> <p>課長対応とのことだが、やっぱり村長訓示のような形で出すほうがいいんじゃないかと私は思う。(熊谷義文)</p> <p>職員には各個人にペーパーで渡したい。職員を集めての訓示については考えていない。(副村長か)</p> <p>再発防止を各課の課長にまかせるのは無理がある。(佐々木)</p> <p>公表の基準がなかったので、(公表は)まったくするつもりはなかった。今回人事院の基準を調べて分かった。事件が起きたときには公表しないものとしていたので特に基準を調べるとかしていない。人事院の基準がわかったので、今後はそれに準じるべきかなと考える。(総務課長)</p>
10月26日 全員協議会	<p>噂は仕方がないが、正直なところ、ご家族からも本人からもマスコミには伏せてくれないかということと言われた。努力はするが、状況によってはわからない、約束はできなということはやわらせていただいた。これがいいのか今でも悩んでいるが、噂がひろまっているのでこういう事実があったことだけ伝えさせていただく。具体的な単語はつかわないということで会議を進めていくことをご理解いただきたい。(村長)</p>
11月6日 全員協議会	<p>公表に関する規約を規約というかですね今後お伝えさせていただいて、また今度総務委員会におはかりしたいと思います。(村長)</p>